

宋代の姦罪

翁育瑄

一 はじめに

漢文においては「姦」という字には三つの意味がある。一つは邪悪な小人、法を犯し乱を起こす人、例えば姦臣、姦佞を指す。二つにはわざわいや乱れを指す。三つには正統でない性関係を指す。婚姻を経ないで性関係をもつ男女は、伝統社会においては、単に承認されないだけにとどまらず、発覚した場合は処罰を受けねばならない。姦には和姦と強姦の区別があり、男女が自由意志で性関係をもつ和姦に対して、強姦は強く脅して相手を抵抗できなくさせて性関係をもつことで、一般には強姦は男性が女性を脅迫して行う性行為を指す。そして法律上の姦罪は婚姻関係を具えない男女の性関係に對する処罰を意味する。

姦罪の法文はいにしえよりあり、下倉涉氏は張家山漢簡の「二年律令」を主とし、睡虎地秦簡をまじえて、秦漢時期の姦罪を考察し、姦罪には当時すでに和姦と強姦の区別があり、姦罪の現行犯逮捕の原則が確立していたことを指摘した。和姦の場合、女性は未婚と既婚で処罰が異なり、強姦の処罰の対象は男性に限られる。唐律と較べると、漢律の刑罰には僅かだが異なるところがあり、これは「妻」「母」の地位に後代と差があることを反映しているのであって、母系血縁関係の重要性を示しているとい⁽¹⁾う。

七野敏光氏は、『元典章』に見える一刑事案件によつて元代の強姦罪の「既遂」と「未遂」の状況を分析し、強姦犯を殺害した場合の処分を論じている。妻の姦通相手を殺した夫は二審後に釈放されている。のちの明律の規定では姦夫・姦婦を殺した夫は刑事責任を問われないが、その立法背景は元代の判決までさかのぼるとい⁽²⁾う。

姦罪に対する刑罰については、張中秋氏が、漢（『漢書』）・唐（『唐律疏議』）・宋（『宋刑統』）・元（『元史』刑法志）・明（『大明律』）・清（『大清律』）等各王朝の姦罪の規定を考察して、中国伝統法の姦罪処罰に対する七つの原則を示している。

イ 強姦の罪は和姦より重く、既遂は未遂より罪が重い。

ロ 強姦の場合婦女は罪せられないが、和姦の場合は男女同罪である。

ハ 夫のいる女性の姦罪は夫のいない女性の場合より重い。

ニ 親属相姦（親属間の姦罪）は常人の相姦より重い。

ホ 奴が主を姦すれば重刑に処せられるが、主が婢を姦しても処罰されない。

ヘ 賤が良を姦するのは良が賤を姦するより罪が重く、良賤の相姦は通常の姦より重い。

ト 官民・僧俗の相姦の罪は通常の姦より重い。

以上の原則は「封建倫理刑法思想」を反映していると⁽³⁾するが、張氏はさらに強姦罪は元代以後より重くなり（死刑）、また姦夫を殺した場合の条文が増されたとい⁽³⁾う。

これに対しては、七野氏が強姦罪は金代より絞刑に処せられているとして、下倉氏は張氏の説は誤りであるとしているが、氏はさらに姦罪に死刑を適用するのは最も早くは五代に出現しており、宋に至って死より減ずるようになったとい⁽²⁾う。また下倉氏は唐律と明清律の姦罪の条文を比較して、明清律の和姦の刑罰は唐律より四等軽くなっているが、強姦の罪は唐律より重く、絞刑に処せられるとしている。要するに（宋の一時期を除けば）厳酷な刑を科す強姦処罰のあり方は、唐

朝滅亡以後の常制であるとしている。⁽⁴⁾

宋代に関しては、郭東旭氏が『宋代法制研究』第三章「宋代刑法中的罪名法」において、「強姦」・「親屬相姦」・「和姦」・「人力・女使犯姦」・「犯姦従夫捕法」・「媒合為姦」の項目を挙げて『慶元條法事類』に掲載される姦罪の特色を紹介している。⁽⁵⁾

柳立言氏は、『名公書判清明集』を主に用いて宋代の家庭の訴訟を扱ったが、その中の一節で、六件の直系親屬間の姦罪事件について述べている。子女が尊長を告することができないため、この類いの事件では父母を処罰するのではなくて子女が罰を受けることになるという。⁽⁶⁾

宋代の姦罪の研究は、現段階ではなお十分ではないと言える。柳立言氏の研究は家庭に関する案件における家父長權威の問題を中心に置いていて、姦罪の検討は主とはなっていない。郭東旭氏の紹介した件は、なお詳細な検討が必要である。そこで、本稿では、宋代の法典である『宋刑統』と『慶元條法事類』を利用し、それに南宋の判語を集めた『名公書判清明集』を加えて、宋代の姦罪問題を検討する。宋代の姦罪の法文と裁判事件の分析を通じて、伝統社会の下での姦罪事件の処理方式の解明を一步進めたい。

二 条文からみた宋代の姦罪

下倉渉氏が指摘したように、五代の姦罪は極刑をもって処せられた。『旧五代史』卷一四七刑法志に見える後周の太祖広順二年二月条には

下詔して曰く、「(中略) 応に夫を有する婦人の強姦さるる者あらば、男子は決殺し、婦人は坐せず。其の和姦を犯す者は並びに律に准じて科断し、罪は死に至らざれ。其の余の姦私の罪犯は格律に准じて処分せよ。(中略)」と。是よ

り先、晋の天福中の勅は、凡そ和姦する者は、男子・婦人並びに極法に処す。是に至り始めて改めて律文に従う。とある。これによって、後晋の時には姦を犯す者は一律に死刑となり、後周の時にはじめて強姦者は死刑の判決を受け、和姦者が死刑をもって論ぜられることはなくなったことがわかる。

宋初、五代の嚴刑を改めて唐律の体系に回帰した。唐律を繼承した『宋刑統』は、姦罪の部分は基本的に唐律と同じである。戴炎輝氏は、唐律の規定により、姦罪に分類を加え、普通の姦罪である「良人相姦」の他に、六つの特別姦罪があるとした。⁽⁷⁾

イ 良賤相姦

ロ 賤の男子が主あるいはその親族の女性を姦する

ハ 親屬相姦

ニ 監守相姦

ホ 父母あるいは夫の喪にある時の姦

ヘ 道冠の姦

これら六つの特別な姦罪の中には、非合法の婚姻が含まれている。例えば、男性が同姓の小功親や嘗て小功親の妻であった女性を娶ることは姦罪になるのであり、これは「内乱」(「十惡」の一つ)にあたる。道士・女冠・僧・尼の姦である(ヘ)を除くその他の四項は「良賤不婚」・「監臨官は監臨する所の女を娶るを得ず」・「喪に居りては婚せず」の原則に基づいていて、たとえ婚嫁を経ても非合法の婚姻となる。唐律中の六つの特別姦罪は、伝統的な身分制を反映しているのであるが、同時に伝統的な法では認められない婚姻関係をその中に取り込んである。

『宋刑統』は宋王朝の基本法であるが、しかし宋代に通行していた法律は実際には「勅」であって「律」ではなかった。これは時代の変遷により律文に用いるべきでない所が多く出てきたことによるのであって、宋代の統治者は、律と同等の

効力をもつ「勅」を頒布して時代の求めに適應させたのである。⁽⁸⁾南宋に成書された『慶元條法事類』は宋代の「勅」の成文法典であつて、その中の姦罪の部分には既に少なからぬ新增の条文が見られる。これら新增の条文は時代の変化を表現しており、その時代の意義を有している。以下に、『宋刑統』(「律」)と『慶元條法事類』(「勅」)の姦罪の規定を比較して、宋代の姦罪の扱いの發展を探りたい。

(一) 強姦罪の加重傾向

婚姻關係を具えない男女に發生する性行為が姦罪であり、双方がともに望んだ和姦と一方が強制力を行使した強姦を含む。男性は婚姻しているかどうかを問わず処分され、女性は未婚と既婚で処分が異なる。『宋刑統』と『慶元條法事類』の姦罪規定についての条文を表Aにまとめたので、参照して欲しい。なお、本稿においては表を多用するが、比較に便するため、該当する法令は書き下しにしないで原文に句読点を付けるのみとする。

「律」の姦罪の処罪は、和姦であれば男女同罰、夫のある婦は一等を加重し、仲立ちをした者は一等を減ずる(表Aの①)。強姦は男性のみを対象とし、女性は罪せず、処罰は和姦に一等を加重している(表Aの②)。姦の行為により生じた傷害については、その処罰は一般の傷害罪に一等を加重する(表Aの③)。

宋代の姦罪の変化は強姦罪の処罪の加重に最も明確に現れている。「勅」の「流三千里、遠惠州に配す」は、「律」の「徒二年」に比べると五等が加重されねばならない。和姦の対象となる女性の年齢が十歳以下であれば、強姦行為と見なされる(表Aの②)。宋代で実施された折杖法では、「律」の五刑は杖刑に換算され(表B参照)、流三千里の実際の刑罰は「脊杖二十、配役一年」となる。⁽⁹⁾配役とは、犯罪者の顔面に入墨をしたあと、廂軍の雑役部隊に配して服役させること⁽¹⁰⁾で、配する地点との距離で刑罰の軽重を表示する。「遠惠州」とは、広南の「南恩・新・循・梅・高・雷・化・賓・容・

表A、通常の姦罪の規定

罪名	律（『宋刑統』）	勅（『慶元條法事類』）
① 和姦	諸姦者，徒一年半；有夫者，徒二年。（卷26雜律「諸色犯姦」）	←
	諸和姦，本條無婦女罪名者，与男子同。（卷26雜律「諸色犯姦」）	
	其媒合姦通，減姦者罪一等。（卷26雜律「諸色犯姦」）	
		諸姦未成者，減已成罪一等。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
		誘諛者，杖八十。婦女非和同者，止坐男子。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
② 強姦	強者，各加一等。（卷26雜律「諸色犯姦」）	諸強姦者，女子十歲以下，雖和亦同。流三千里，配遠惡州。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
	強者，婦女不坐。（卷26雜律「諸色犯姦」）	←
		（強姦）未成，配五百里。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
		先強後和，男從強法，婦女減和一等。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
		即因盜而強姦者，絞；雖非財主亦是。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
	（因盜而強姦）会恩及未成，配千里。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）	
③ 姦による殺傷	折傷者，各加闕折傷罪一等。（卷26雜律「諸色犯姦」）	←
		（強姦未成）折傷者，絞。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
		諸因姦而過失殺傷人者，論如因盜過失律。因強姦者，以故殺傷論。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）

注：← は前代の法を継受していることを示す。

表B、折杖法表

五刑	等級	建隆四 (963) 年	大觀二 (1108) 年	政和八 (1118) 年	南宋理宗年間 (1225~1264)
流刑	加役流	脊杖二十, 配役三年			
	流三千里	脊杖二十, 配役一年			
	流二千五百里	脊杖十八, 配役一年			
	流二千里	脊杖十七, 配役一年			
徒刑	徒三年	脊杖二十		脊杖二十	脊杖二十
	徒二年半	脊杖十八		脊杖十七	脊杖十七
	徒二年	脊杖十七		脊杖十五	脊杖十五
	徒一年半	脊杖十五		脊杖十三	脊杖十三
	徒一年	脊杖十三		脊杖十二	脊杖十二
杖刑	杖一百	臀杖二十		臀杖二十	臀杖二十
	杖九十	臀杖十八		臀杖十七	?
	杖八十	臀杖十七		臀杖十五	?
	杖七十	臀杖十五		臀杖十三	?
	杖六十	臀杖十三		臀杖十二	?
笞刑	笞五十	臀杖十	小杖二十	小杖十	小杖二十?
	笞四十	臀杖八	小杖十五	小杖八	小杖十五?
	笞三十	臀杖八	小杖八	小杖七	小杖十二?
	笞二十	臀杖七	小杖七	小杖六	?
	笞十	臀杖七	小杖五	小杖五	?

注：本表は川村康「宋代折杖法初考」の提示する資料により作成。

瓊州、万安・昌化・吉陽軍」を指す⁽¹¹⁾。なお、北宋では強姦犯は「沙門島」⁽¹²⁾に配したが、のち、この島への配数がいっぱいになった故、「瓊州・万安軍・昌化(軍)・朱崖軍に移配せよ」と下令している⁽¹³⁾。

このほか宋代には姦罪の内容についてはさらに詳細な規定があり、既存の和姦と強姦のほか、「誘諛(誘惑して戯れる)・「姦未だ成らず(姦しようとするが行為が実行されない。和姦と強姦の双方を含む)」・「先強後和(強制に始まるが和姦に終わる)」・「盗に因りて強姦(盗に入って強姦に及ぶ)」という四つの状況の姦罪が設定されている(表Aの①、②)。これは、宋代の法律が既に発展していて、行為の動機と行為の後に発生した変化つまり、行為の動機の発生(「誘諛」)から行為の発生(「姦未だ成らず」と「姦」、行為の発生後の変化(「先強後和」)、そしてその他の犯罪中における発意(「盗に因りて強姦」、を分けて強調していることを示す。姦罪は宋代に至って重要な突破と発展を見たと言えるのである。

(二)「内乱」の範囲の拡大と身分制の転換

親属間の姦は律文上は「内乱」罪に属するが、宋代の法律は内乱の範囲を拡大している。『宋刑統』(「律」と『慶元條法事類』(「勅」)を比較する表Cを以下に掲げる。「律」は「小功以上の親属を姦」した場合を「内乱」としているが、「勅」は修正して「同宗の總麻親を姦する者は内乱に入る」としている(表Cの①)。また「律」の規定する親族の姦罪は總麻・小功・大功親を包括するが、「勅」は女使と義子孫の規定を増している(表Cの⑤、⑥)。

「律」の規定する家庭秩序の中では、女性配偶者には、その階級によって妻(一人)・妾(主人の子を産み、もしくは解放された婢もなりうる。複数可)・婢(賤民的存在、複数可)の三種の身分があった。宋代以後には賤民階級は次第に消滅し、良民の雇傭人がこれに代わって行く⁽¹⁴⁾。これにより、女使が婢に代わって家の新成員になるのであり、「律」の

表C、親属相姦の規定

	律（『宋刑統』）	勅（『慶元條法事類』）
①	十日內亂。謂姦小功以上親、父祖妾及与和者。（卷1名例律「十惡」）	諸姦同宗總麻親者，入內亂。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
②	諸姦總麻以上親及總麻以上親之妻，若妻前夫之女及同母異父姊妹者，徒三年；強者，流二千里；折傷者，絞。妾，減一等。余条姦妾，準此。（卷26雜律「諸色犯姦」）	←
③	諸姦從祖祖母姑、從祖伯叔母姑、從父姊妹、從母及兄弟妻、兄弟子妻者，流二千里；強者，絞。（卷26雜律「諸色犯姦」）	←
④	諸姦父祖妾、謂曾經有父祖子者。伯叔母、姑、姊妹、子孫之婦、兄弟之女者，絞。即姦父祖所幸婢，減二等。（卷26雜律「諸色犯姦」）	←
⑤		諸姦父、祖女使，徒三年，非所幸者，杖一百，曾經有子以妾論，罪至死者奏裁。姦別房及異居親女使，以凡論，別房非所幸者，杖八十。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
⑥		諸義子孫姦所養之家尊長及異居期親尊長，並依相毆加等法，婦女以凡姦論。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
⑦	諸被人毆擊折傷以上，若盜及強姦，雖旁人皆得捕繫，以送官司。捕格法，準上条。即姦同籍內，雖和，聽從捕格法。（卷28捕亡律「將吏追捕罪人」）	諸姦本宗異居總麻以上親，本宗異居總麻以上親之母、女、妻同。聽依同籍捕格法。（卷80「諸色犯姦・捕亡勅」）
⑧		諸同籍若本宗異居總麻以上尊長，本宗總麻以上親之母、妻為尊屬者同。与人和姦，不許告捕。因与姦人爭競致彰露，事相連及者，不從告坐。即因姦事而殺傷姦人者，聽依捕格法，罪至死者，奏裁。和姦之人，兩論如法。（卷80「諸色犯姦・捕亡律」）

注： ← は前代の法を継受していることを示す。

表D、良賤相姦の規定

	律（『宋刑統』）	勅（『慶元條法事類』）
①		諸受人欲僱者，若僱人欲販者，相犯及姦，並同凡人。姦欲雇、欲販婦女者，止坐男子。（卷80「諸色犯姦・名例勅」）
②	（諸姦者，徒一年半；有夫者，徒二年。）部曲、雜戶、官戶姦良人者，各加一等。即姦官私婢者，杖九十。奴姦婢，亦同。姦他人部曲妻，雜戶、官戶婦女者，杖一百。 （卷26雜律「諸色犯姦」）	←
③	諸奴姦良人者，徒二年半；強者，流；折傷者，絞。其部曲及奴，姦主及主人之周親，若周親之妻者絞；婦女，減一等；強者，斬。即姦主之總麻以上親，及總麻以上親之妻者，流；強者，絞。 （卷26雜律「諸色犯姦」）	←
④		諸人力姦主，品官之家，絞，未成配千里，強者斬，未成配広南；民庶之家，加凡人三等，配五百里，未成配鄰州，強者絞，未成配三千里。即姦主之親，親之妻服輕或無服者，各用其夫服。品官之家，總麻、小功，加凡人一等，大功、期親遞加一等，已成並配隣州；民庶之家，大功以上，各減品官之家一等。以上和姦者，婦女各減人力一等。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
⑤		諸旧人力姦主者，品官之家，加凡姦二等；民庶之家，加一等。即佃客姦主，各加二等。以上婦女及旧主与女使姦者，各以凡論。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）

注： ←は前代の法を継受していることを示す。

「父祖の幸する所の婢を姦する」条文の機能は「勅」の「父祖の女使を姦する」条文に移ったのである（表Cの④、⑤）

「勅」の新条文は宋代の家庭構造の変化を反映していて、当時の社会の現実の状況に適応させている。義子孫の条文はそれにあたる。「律」の異姓養子の認定基準は厳格であったが、しかし宋代以後の異姓養子の認定は緩やかになる傾向がある⁽¹⁵⁾。故に「勅」は家庭の新成員である義子孫を姦罪の範囲内に入れたのである。

宋代の身分制の転換は良賤間の姦の規定にも表現されている。これまでの例にならって「律」と「勅」の規定を対照する表Dを作成した。奴婢や部曲階層の消失が「律」の良賤身分間の姦の規定を形式化させ、雇傭人である人力、旧の人力と主人、旧の主人との間の姦の規定が現れる。「勅」の雇傭人の規定が当時の社会の現実の状況を反映しているのである。

(三) 夫妻関係の変化

「勅」には夫妻の犯姦に関する条文があるが、基本的には婚姻の不正常な状態下に起こる犯姦行為に対処するものである。表Eに關係の規定を掲載したが、それらは、違法な結婚をした夫妻、「義絶」を犯したがまだ強制的に離婚させられていない夫妻、勝手に夫から離れた婦女の三種の状況から成る（表Eの①、②、③）。

「律」のいわゆる違法婚姻（「律に違いて婚を為す」）は、親屬關係にある婦女（同姓の者、有服親、有服親の妻）・逃亡した婦女・監臨下の女性・夫のある婦を妻とすることから良賤間の通婚を含む⁽¹⁶⁾。同姓の總麻以上と小功以上の親屬の婚姻は姦罪をもって処断され、あらゆる「律に違いて婚を為す」者はみな離婚させられる⁽¹⁷⁾。「義絶」とは、夫妻のいずれか一方が相手の親屬を殺傷する、或いは相手の親屬と姦通するという行為を指し、いったん「義絶」と認定されると、強制的に離婚させられる⁽¹⁸⁾。夫の同意を経ないで勝手に夫のもとを去り、甚だしくは改嫁する婦女も、「律」の処罰の対象となる⁽¹⁹⁾。

表E、夫妻犯姦の規定

番号	律（『宋刑統』）	勅（『慶元條法事類』）
①		諸嫁娶忝離之、正之若年未及令，事發時年已及令者，依婚姻法。而與夫之親、妻之父母相犯及姦，或夫妻相犯，各以凡論。准服紀，罪輕者，計凡人之罪，杖以下依服紀法，徒以上奏裁。（卷80「諸色犯姦・名例勅」）
②		諸犯義絕未經斷離而相犯者及姦者，各論如服紀法，罪至死者，奏裁，准凡人至死者，以凡論。（卷80「諸色犯姦・名例勅」）
③		諸妻擅去而犯姦者，論如改嫁律，為倡者，以姦論。自首，姦罪不免。男子不從姦坐。（卷80「諸色犯姦・戶婚勅」）
④	諸被人毆擊折傷以上，若盜及強姦，雖旁人皆得捕繫，以送官司。捕格法，準上條。即姦同籍內，雖和，聽從捕格法。（卷28捕亡律「將吏追捕罪人」）	諸姦犯姦，從夫捕。（卷80「諸色犯姦・捕亡勅」）
⑤		諸違律成婚，其妻未離正而犯姦者，夫及夫同籍之人因執捕而殺傷姦人，並聽依捕格法。（卷80「諸色犯姦・捕亡勅」）
⑥		諸妻犯姦，其夫因而殺之者，免為不睦。（卷80「諸色犯姦・鬪訟勅」）
⑦		諸犯姦而姦人緣殺其夫，妻不知情者，奏裁。若姦在赦前，殺在赦後，知而不告，或赦後雖不犯姦，而姦意不絕致殺夫者，各與同罪，仍奏裁。其事未發能自告獲者，減一等。妻之党得相隱者，或所生子孫告獲者，准此。即姦在赦前，殺在赦後，知而告者，不坐。（卷80「諸色犯姦・賊盜勅」）

「勅」の不正常な婚姻下の犯姦規定は夫妻関係の変化を象徴している。夫妻を主体とする社会的認知がさらに高まったのである。社会が夫妻関係と婚姻を重視したために、婚姻の不正常な状態下の犯罪行為に注意するようになったのである。捕格法の内容の変化も新しい時代の変化を示す。「律」は盗と強姦は現行犯であれば一般人もその場で逮捕し官府に送致することができる^{と規定する}。もし同居の家属を姦した場合、和姦であつても家属はその同居の親屬を官府に送致することができる（表Eの④）。これについて疏議は以下のような問答を載せる。

問うて曰く、親戚、外人と共に和姦せるに、若し捕えて官司に送らば、即ち親に於ては罪有り。律は捕格を許せども、未だ知らず、捕うる者は告言の罪を得るや否や。

答えて曰く、若し男女俱に是れ本親ならば、合に相い容隠すべし。既に両俱に罪有れば合に捕格・告言すべからず。若し所親、他人と共に姦すれば、他人は即ち合に罪有るべく、親に於ては合に容隠すべきと雖も、是れ故に相い告言するに非ず、罪人を捕うるに因りて事相い連及するなり。其の捕うる者に於ては合に罪有るべからず。和姦の人、両とも律に依つて断ず。

律の規定では同居親の犯罪は告発してはならないが、捕格法は明らかにこれに抵触する。故に疏議はこの問答によって、他人と和姦した同居親を、他人と共に捕らえて官府に送致する行為は無罪であることを示している。ただし、他人と和姦した同居親がこれによって罰を受けるといふことが発生すると、やはり家族倫理に適合しないと問題視されることになりかねない。これに対して「勅」では、和姦した同居の尊長、異居の尊長を捕格・告発してはならないと規定している（表Cの⑧）。

夫妻の犯姦については、「勅」が「諸そ妻姦を犯さば夫の捕に従う」と規定していて、夫が姦者を捕らえる権利を持っている（表Eの④）。夫が姦通した妻を殺しても「不睦」の罪には入らない（表Eの⑦）。このほか、違律婚であつて離婚すべきであるのに離婚が実行されていない段階で、夫が姦夫を殺傷した場合と、姦夫が夫を殺したことを妻が知らないと

表F 姦に関わる戸令の規定

	唐令（『唐令拾遺』）	宋令（『慶元條法事類』）
①	<p>仮令，先不由主婚，和合姦通，後由祖父母等立主婚已訖後，先姦通事発者，縦生子孫猶離之耳。常赦所不免，悉赦除者不離。唐令猶離者非。（『唐令拾遺』戸令第九・33「先姦通後有主婚成婚者猶離之」）</p>	<p>諸先姦後娶為妻者，離之。（卷80「諸色犯姦・戸令」）</p>
②	<p>諸良人相姦，所生男女隨父。若姦雜戸、官戸、他人部曲妻、客女，及官私婢，並同類相姦，所生男女，並隨母。即雜戸、官戸、部曲姦良人者，所生男女，各聽為良。其部曲及奴，姦主總麻以上親之妻者，若奴姦良人者，所生男女，各合沒官。（『唐令拾遺』戸令第九・47「姦生男女」）</p>	<p>諸因姦生子者，隨父，其母願自將撫養者，聽。妻被離出，所生子小而願自將帶撫養者同。（卷80「諸色犯姦・戸令」）</p>
③		<p>諸姦同居總麻以上親及總麻以上親之妻者，雖未成，男子勒出別居。本宗無服及本宗無服親之妻已成者，准此。（卷80「諸色犯姦・戸令」）</p>
④		<p>諸婦人犯姦非義絶，並与夫之總麻以上親姦未成，離与不離，聽從夫意。被夫同居親強姦，雖未成，而妻願離者，亦聽。（卷80「諸色犯姦・戸令」）</p>
⑤		<p>諸令妻及子孫之婦若女使為倡，並媒合与人姦者，雖未成，並離之，雖非媒合，知而受財者同。女使放從便。（卷80「諸色犯姦・戸令」）</p>

いう二つのケースがあり、前者の夫は捕格法に従い、後者の妻は奏裁にまつという処置を受ける（表Eの⑤、⑦）。夫妻犯姦が詳細に規定されているのは、夫妻関係の重要性を表現している。しかし、夫の方に姦を捕らえる権限を与えていることは、法律の家父長の権威を保護する原則を明示していて、姦罪の案件では夫の方が前代と比べて有利な立場にある。

「律」と「勅」のほか、「令」にも姦罪に関する規定がある。関係する条項を表Fとして示す。唐令には既に「先姦後娶」と「姦生子」の規定がある（表Fの①、②）。「先姦後娶（先に姦し、後に娶る）」者は、例え子が生まれていても離婚させられる。「姦生子（姦によって生まれた子）」については、良人相姦の場合は父方に帰属させる。宋令はこの原則を継承するが、「其の母の自ら将いて撫養するを願う者は、聴せ」という一文が加えられていて、姦生子の養育権は母方にも与えることができる（表Fの②）。唐令と比べて宋令のこの一文は弾力性を具えていて、人情により合致している。

宋令はさらに親属相姦の場合の離婚問題をも規定していて、犯姦の男性は例え姦行為が未遂であっても強制的に別居させられる（表Fの③）。しかし離婚問題はなお家父長の権威を擁護する原則を維持しており、離婚権は夫方の手中に握られていて、妻方は夫の同居の親属に強姦せられた（強姦未遂を含む）時のみ離婚の決定権を得られるに過ぎない（表Fの④）。ただし、唐令は一部しか残っていないため、『慶元條法事類』に載せられている宋令の条文のすべてが宋代に新たに頒布された条文であるとは確言できない。故にこの部分についてはなお今後検討する余地が残されている。

（四）軍人の規定

姦罪の新条文は多くは「律」の修正あるいは「律」の詳細な解釈であったが、軍人に関わる規定は「勅」の創出による。これらを表Gに示す。

軍人の犯姦規定には特殊性がある。例えば「空房娶妻」であるが、これは任に赴いて不在の軍人の家屬が軍人に代わっ

て妻を迎えることである。前段で宋代の不正な婚姻状態下の犯姦規定を提示したが（表Eの①、②、③）、「空房娶妻」も一種の不正な婚姻形態である。もしその妻が夫の帰還前に姦を行えば、正常な婚姻状態に準じて処理されるのであるが、罪が重くて死に至る場合でも死は免れることができる（表Gの①）。このほか、軍人の妻を姦した場合の処分は一般人の妻を姦した場合に比べて重く、甚だしくは家人も連坐させられるに至る。また、軍人の妻の犯姦は隣人が告発できる（表Gの⑥）。これらは法律上の軍人の特殊な地位を明示している。

三 判語から見た宋代の姦罪

『名公書判清明集』中には姦に関係する案件が少なからず載せられている。戸婚門と人倫門には親属相姦の案例が多く、人品門と懲悪門には親属相姦以外の例が載せられている。これらを表Hに示す。これらの案件は単純な姦罪と単純ではない姦罪に分けられる。ふたつ以上の罪名があるか否かによる。

まず、単純な姦罪について論じよう。①、②、③、④は、舅が息子の嫁を姦した事例で、②、③、④の三件は胡石壁が判を書いている。これら四件の鍵となっているのは強姦や姦の事実の認定である。もし法官が

表G、軍人の犯姦の規定

	勅（『慶元條法事類』）
①	諸軍空房娶妻，其夫未帰而与夫之親相犯姦，依服紀法，罪至死者，減一等，准凡法，重於減罪者，自從重。（卷80「諸色犯姦・名例勅」）
②	諸兵級妻擅去因而改嫁，雇身犯姦為倡，若娶及与姦並媒保、引領牙人知情者，各不以赦降原減。其妻自首而宥減者，減外之罪准此。（卷80「諸色犯姦・戸婚勅」）
③	諸公人、軍人，与所轄監臨官之家姦者，謂同居母、妻、女、姑、姉妹及子孫之婦。絞，未成，配千里；強者，斬，未成配広南。和姦者，婦女減一等。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
④	諸姦諸軍妻者，雖未成，本營兵級配隣州本城，本營家人隣州編管。即姦出軍禁軍妻者，加凡姦二等，雖未成，兵級或本營家人並配隣州本城，余人不刺面配本城。以上雖会恩原免，本營家人隣州編管，兵級宥配者降配隣州，節級仍勒充長行，將校奏裁。内姦出軍妻及禁軍被差不在營，妻犯姦者，許隣人告。（卷80「諸色犯姦・雜勅」）
⑤	諸兵級虚構稱曾予諸軍妻姦，其姦罪宥配者，降配隣州。（卷80「諸色犯姦・鬪訟勅」）

表H、『名公書判清明集』に見える姦罪に関わる案例

出处	事由	判決	姦罪に関わる条文
①卷9戸婚門「將已嫁之女背後再嫁」	胡千三は子の嫁の阿呉に戯謔れ、阿呉の兄・呉大三父は父の呉慶乙を教唆して、阿呉を藏匿し、さらに他人に改嫁させ、さらに阿呉の行方がわからぬと妄訴させる。	蔡久軒の判：呉大三は杖一百、編管鄰州、呉慶乙は免罪、阿呉は改嫁、胡千三は追究せず。	【令】被夫同居親強姦，雖未成，而妻願離者，亦聽。
②卷10人倫門「婦以惡名加其舅以図免罪」	蔣九の妻阿張は、舅蔣八に姦せられたと主張し、蔣九は妻をつれて別居した。蔣八が不孝の罪で訴え出た。	胡石壁の判：阿張は決杖十五、軍人の希望者に与える。蔣九は杖六十、家に戻して父親を侍養させる。	
③卷10人倫門「子妄以姦妻事誣父」	黄十は、父・黄乙が妻の阿李を姦したと告した。	胡石壁の判：黄十は杖一百とし、隣州に編管。阿李は杖六十。	
④卷10人倫門「既有曖昧之訟合勒曉離」	阿黄が舅の李起宗を訴えた（事実関係をはつきりさせられない）。	胡石壁の判：阿黄は離婚の上、改嫁させる。李起宗は追究しない。	【律】諸姦子孫之婦者，絞。
⑤卷12懲惡門「史姦」	蔡八三が県吏の葉棠と妻阿李が姦通したと告した。その後阿李を離縁したが、さらに訴え出た。	劉後村の判：赦令を経ているが、葉棠は杖一百とし、阿李は原籍の崇安県に引き渡す。	【律】諸姦者，徒一年半；有夫者，徒二年。
⑥卷12懲惡門「告姦而未有実跡各從輕斷」	韓翼らが、宗室趙孟温の家僕・鄭應臻が孟温の女・冬娘を姦し、冬娘の夫となろうとしていると告した。	胡石壁の判：鄭應臻は刺環は免除するが、勘杖一百、芝溪寨へ護送して拘禁する。冬娘は世間知らずでかつ宗室の女であるので無罪。	【勅】諸人力姦主，品官之家，絞，未成配千里。即姦主之親，品官之家，總麻、小功，加凡人一等，大功、期親遞加一等，已成並配鄰州。以上和姦者，婦女各減人力一等。
⑦卷12懲惡門「貢士姦汚」	貢士の王桂は、隣人何十四の家の存養婦である彭廿四の女を姦し、妊娠させたとして、彭廿四に訴えられた。	范西堂の判：王桂は州学に送って夏楚（一種のむち打ち）二十。	【律】諸姦者，徒一年半；有夫者，徒二年。
⑧卷6戸婚門「争業以姦事蓋其妻」	孫斗南は同じ田を二度売り、従兄弟の孫蘭・孫元善と交々訴訟を起こしあつたが、族兄孫彦烈の言を信じて、孫元善の弟の達善と自分の妻・王氏が姦通したと告した。	判：いずれもはでっちあげである。孫斗南は勘杖八十とし、売却代金を強制的に徴収して二重取引の相手孫蘭と孫元善に返済させる。	
⑨卷7戸婚門「婿争立」	徐文學は妻の叔父の家の立嗣が不当であり、妻の舅の戴六七と自分の弟の妻とが姦通している、妻の叔父・戴盛は「詭名立戸」している、妻の弟の戴応は刃物をもって殺人した、と告した。	葉岩峰の判：徐文學の告したことは事実ではないので勘杖八十とする。	
⑩卷10人倫門「夫欲棄其妻誣以曖昧之事」	江浜奥が妻の虞氏が人と私通し、嫁入りの際の持参の品であるのに、盗んだと誣告した。	胡石壁の判：江浜奥は妻の虞氏を姦通したと誣告したので勘杖八十、両人は離婚。嫁入り道具は虞氏のものとし、その処置に委ねる。	
⑪卷10人倫門「弟婦与伯成姦且棄逐其男 女盜其田業」	楊自達が、近親の楊自智が亡くなった従兄弟の楊自成の子・牙兒の楊自成の子・阿邵と姦し、自成の子供らを放逐し、かつ田産を盗売したと告した。	翁浩堂の判：田産は楊自成の子・牙兒に返し、楊自智は本州から追い出す。阿邵は実家に戻せ。	【律】諸姦總麻以上親及總麻以上親之妻，徒三年。

⑬卷12懲悪門「因姦射射」	陶岑と寺僧の妙成とが、互いに相手が黄漸の妻・阿朱と姦通していると訴えあった。(黄漸は告していない)	范西堂の判：県の判決(黄漸・陶岑・妙成は杖六十、阿朱は軍人の希望者の妻とする)は破棄。阿朱は黄漸のもとに戻し、再び永福県には入れない。妙成は豊川県に護送してその管轄に委ねる。	【律】道士、女官姦者(僧、尼同)、加凡人二等。婦女以凡姦論。 【令】諸婦人犯姦非義絶、離与不離、聽従夫意。
⑭卷12懲悪門「道士姦従夫捕」	道士の呂道が李高の妻を姦した。	胡石壁の判：李高は提訴していない。よって呂道は追究しない。	【律】道士、女官姦者、加凡人二等。婦女以凡姦論。 【令】諸婦人犯姦非義絶、離与不離、聽従夫意。
⑮卷12懲悪門「士人因姦致争既收坐罪名且离教誨之意」	王木は父の婢であるとした阿連の子・傅廿六を唆して陳憲を殴り傷つけた。阿連は傅十九の妻であり、ともに雑戸。阿連は、県学の学生・王木、職事の子・陳憲と姦通していた。	趙知県の判：傅廿六は勘杖八十、王木には「下拳錢」を納めさせ、阿連は改嫁させる。陳憲は罪すべきだが、怪我させられたので処罰は許す。傅十九は離婚していないのに別に他人を娶っているが、赦に遇っているため、追究しない。	【勅】諸姦父、祖女使、徒三年、非所幸者、杖一百。
⑯卷11人品門「罪惡貫盈」	鍾万五の妻を姦した：州吏黄徳が自供した多数の罪のひとつ。	蔡久軒の判：黄徳は決脊杖十五、刺配五百里(池州)。	【律】諸姦者、徒一年半；有夫者、徒二年。
⑰卷11人品門「籍配」	兄嫁の阿莊と姦通し、妻・阿姜を妾扱いとした：胥吏王晋の罪のひとつ。	蔡久軒の判：王晋は財産沒收、決脊杖二十、配流二千里(瑞州)。阿莊は勘杖一百、隣州に編管(南康軍)。阿姜には房屋を返し、子と同居させる。	【律】諸姦總麻以上親及總麻以上親之妻、徒三年。
⑱卷12懲悪門「逼姦」	王府の僕である潘富が、主家の妾・喜安と姦し、慶喜を強姦し、ふたりに主家の財物を盗ませた。	蔡久軒の判：潘富は決脊杖二十、入墨して広南の遠悪の州軍に配流。喜安は決脊杖十五、王家に戻し、慶喜は決脊杖十二、その夫のもとに戻す。	【勅】諸人力姦主、品官之家、絞、未成配千里、強者斬、未成配広南。即姦主之親、品官之家、總麻、小功、加凡人一等、大功、期親、遞加一等、已成並配鄰州。以上和姦者、婦女各減人力一等。
⑲卷14懲悪門「元惡」	ト元一は、崔大家の女を強姦し、方千一の妻を戲謔し、江八娘の婦をわがものとし、徐三の妻と姦通した。：ト元一の数多くの悪事の一部	蔡久軒の判：ト元一は決脊杖二十、入墨して三千里の遠悪の州軍に配し、土牢に鎖でつなぎ、門扉を開かないようにする。	【律】諸姦者、徒一年半；有夫者、徒二年。 【勅】諸強姦者、流三千里、配遠惡州。 【勅】誘謔者、杖八十。婦女非和同者、止坐男子。
⑳卷13懲悪門「資給誣告人以殺人之罪」	厲百七は従兄の厲百一の妻・阿沈と姦通し、逃亡時水に落ちて溺死した。厲百七の実兄の一族陳一は厲百一を殺人の罪で告したが、それを王祥が資金援助している。	判：殺人は事実ではない。誣告した陳一は決脊杖十三、教唆して誣告させた王祥は決脊杖十五の上、五百里離れた州軍に送って編管。	【勅】諸姦犯姦、従夫捕。

強姦・姦の事実があると認定すれば、例え強姦・姦が未遂であっても、或いはただに戲謔（たわむれ）の段階にとどまっていたとしても、女性の方は離婚の判を獲得できる（①、④）。もし認定を得られなければ誣告となり、息子や息子の嫁はいずれも罰を受けることになる（②、③）。この類いの案件の難しさは舅が尊長の身分にあるという点にあり、子・孫が祖父・父母を告すれば「律」の規定によって「不孝」の罪となる。「勅」の規定では、同居の尊長が他人と和姦しても、告捕は許されない。このことは法律の尊長擁護の原則を明示している。

しかしながら親属相姦は「内乱」の罪に属し、十悪の一つに数えられるから、同居親属の相姦（強姦、和姦を問わない）は、難しい判断を迫られる。「律」の注には「即し同居内を姦すれば、和すと雖も捕格法に従うを聴す」と「同居捕格法」の適用を認めるが、疏議の問答には、「若し男女俱に是れ本親ならば、合に相い容隠すべし。既に両俱に罪有れど合に捕格・告言すべからず⁽²¹⁾」とあって、「同居は相いに隠を為す」立場が述べられる。同居親の相姦は捕えるべきか捕えるべきでないか、法律上のグレーゾーンとなっているのである。

上述の四つの案例の判決では、強姦の事実が成立するか否かに関わらず、舅はいずれも責任を追求されることを免れていて、やはり法官の尊長を擁護する基本原則を明示している。①の法官蔡久軒は、息子の嫁を戲謔した胡千三を懲らそうとする気持ちはあるようであるが、この段階では追求しないとされている。事件の発生したのち、当事者である嫁の阿呉は実家に逃げ帰ったが、兄の呉大三に唆された父の呉慶乙は勝手に彼女を他人に改嫁させ、阿呉は行方不明だと官にでたらめを告げた。そのため蔡久軒の判では、呉大三は妄訴を教唆（誣告）したとして、「杖（二百〃臀杖二十）に従い（隣州に）編管⁽²²⁾」としている。なお、阿呉は胡家に戻すことはできないとして、強制的に再婚させられることとなっている。

ここで舅から姦の被害を受けた後の嫁の状況を見てみよう。阿呉は実家に逃げ帰ったが、②の阿張は夫の蔣九とともに夫の家を出た。その結果、舅の蔣八に不孝として訴えられ、その段階で舅に強姦されたという家を出た理由を申し立てたが、胡石壁は蔣八は老いていてそのような考えはもてないとして強姦の事実を認めず、夫妻は不孝として罰を受け、阿張

ははては「軍妻に射充」(後に詳述)の判を受けている。③と④は官に告するという途を選んだ。③の黄十は父の黄乙を告したが、誣告と判定され、その結果夫妻はともに罰を受け、胡石壁は、黄十は脊杖の上編管のところ、無知だったという事で軽い方の処罰を適用している。妻の方は杖罪を受けた。④の告訴人は不明であるが、姦された阿黄の父黄九二であろうか。胡石壁は事実関係がはっきりしないが、はっきりさせないままの方がよいとし、離婚の判決を下している。

この類いの案件について、柳立言氏は告した人の身分が判決に影響を与えたと指摘している。卑幼は尊長を告することができないため、夫妻以外の人告することになるのであるが、妻の父が告した場合どちらかというところと成功しやすい。ではあるが、息子の嫁は多く離婚されるのであり、舅は追究を免れる⁽²³⁾。

なお、①と④の判語の中には被害女性の夫の姿が見えないが、これには二つの可能性がある。一つは、告した人が誰かに関わるといふもので、①、④の告訴したのは被害女性の夫ではなく、かつ夫は処罰の対象でなかったため、故に判語は夫に言及しなかったという可能性。次の可能性は被害女性が寡婦であったというもので、夫の死後も夫の家にとどまる女性の場合、夫の家との「婚姻」関係が依然存在するのであって、改嫁或いは帰宗(実家に戻る)の時にはじめて夫の家との関係が解除されるのである。或いはこのような類いの判決例は、もし法官が強姦(或いは戲謔)の事実を認定すればの話ではあるが、ただ離婚させて被害女性と夫の家との関係を解除するだけのもの、と解釈することが許されるかも知れない。

⑤は蔡八三がその妻阿李と県吏葉棠の姦通を訴えた案件である。劉後村はこれに対して重要な提示を行っている。つまり、姦罪の案件は必ずその発生後ただちに官府に通報しなければならないと言う。劉後村の判語は以下のように述べる。

拋阿李・葉棠供対、其通姦實在去年六月以後、(蔡)八三所訴、却称去年十月初七日、因出外回来、親見其妻与葉棠在家行姦、当捉住嘔叫隣保、被葉棠脱走、不容論訴。若果如此、登時既不親捕、又不告論、乃是蔡八三自失。(中略)

蔡八三去年閏十二月内經県告論、官司方行追究、(下略)

阿李と葉棠の供述によれば、それは実は昨年六月からのことであつたとしているが、蔡八三の訴えでは、昨年の十月の七日に外出から戻つてきたところ、妻が葉棠と家で通じている現場に出くわし、取り押さえようと隣近所に呼ばわっているうちに葉棠に逃げられてしまい、またこれを訴え出ようともしなかつた、という。もしそうであるとするならば、その場で取り押さえず、また直ちに訴え出なかつたのは、蔡八三の落ち度である。(中略) さて、蔡八三は昨年閏十二月に県に訴えをおこし、おかみを取り調べにかかつた(下略)⁽²⁴⁾。

蔡八三はその年十月七日に妻阿李と葉棠が「家に在りて姦を行」つているのを目撃したが、葉棠は逃走し、その年の閏十月二日になつてはじめて官に告している。このことが劉後村に機会を失つたと責められているのである。その後、蔡八三は妻阿李と離婚したが、さらに大赦に遭遇して、律の「諸そ姦する者は、徒一年半、夫有る者は徒二年」によつて処罪(表Aを参照)されることはなかつたが、葉棠は公吏であるのに姦通事件を起こしたということで、判では葉棠は杖一百(「臀杖二十」、阿李は原籍の崇安県に送つて「交管」ということになつた。⁽²⁵⁾

⑥、⑦は、未婚男女の姦通案件である。中国の伝統社会では男女の婚前交渉を禁止している。婚姻関係を具えていない男女が婚前交渉の後に結婚しても、前述の「令」の「先姦後娶」の規定(表F)により、婚姻は承認されないのである。⑥の鄭応臻は宗室の女(宋の帝室の血筋につながる女性) 趙冬娘を姦したと訴えられた。胡石壁の判では明確な姦の事実は認められないという。しかし鄭応臻は趙家の雇傭人であり、前科があつて、さらに媒人聘書を偽造している。冬娘には結婚の意思があるけれども、胡石壁の判では、両人は結婚できず、鄭応臻は杖一百(「臀杖二十」とし、冬娘はまだ幼くて無知、かつ宗室の女だということでお構いなしとしている。

⑦の貢士王桂は隣人何十四家で養われている彭氏(童養媳或いは養女か)を姦し、未婚なのに妊娠させたと訴えられた。告したのは彭氏の実父の彭廿四であるが、范西堂はその背後に何十四の使贖があると判断している。⑥のような「郎に情有り、妹に意有り」という情況とは異なり、被告王桂は姦通の事実を否認し、少しも彭氏を娶る意思を見せなかつた。

范西堂の判では、王桂は州学に赴いて「夏楚二十」（鞭刑）を受けることになったが、未婚で妊娠した彭氏に対しては処置に触れていない。姦によって生まれる子の処置については、「令」の規定によれば、原則上は父方に帰属するが、母方がもし願ひ出れば撫養することができる（表Fの②）。

単純でない姦罪事案にはそれぞれに複雑な背景がある。あるものは姦罪を含む多くの罪名で訴えられ、あるものは他の事件が波及して姦行為が告発されるに至り、またあるものは特定の目的のために姦罪に関わる訴訟が起きている。

⑧、⑨、⑩、⑪の四件は特定の目的から姦の訴訟が起こされたものである。⑧の動機は財産争いであり、⑨の場合は後嗣争いが誣告の真の目的にあり、⑩の目的は離婚にある。⑧、⑨、⑩は調べの結果誣告とされ、告した者はいずれも杖八十（＝臀杖十七或いは十五）の判決を受けている。⑪は財産問題とからんで姦罪が問われた案件で、当事者の阿邵は寡婦であるが、亡くなった夫楊自成の従兄楊自智と姦通した。これは「律」の「總麻以上の親の妻を姦す」に符合し、「内乱」に入れられ、判は「徒三年」（＝脊杖二十、表C参照）とされるはずである。しかし、この案件は楊自智が楊自成の田産を盗んで売った事件につながり、結局、翁浩堂の判では、楊自智は本州から追放され、田産は楊自成の遺児である楊牙児に返され、房長の楊自達がその監護人となり、阿邵は実家に戻される。

⑫、⑬、⑭は他の事件から波及して告発に至った案件である。⑫は二度の審理を経たが、その判決は同じではない。黄漸は永福県の小学の教師であり、妻阿朱とともに陶岑の家に寄住していた。寺僧の妙成と陶岑とが衣物をめぐる訴訟を交々おこした際に、思いがけなく妙成と阿朱が姦通したことが明るみに出たのである。永福県の判決は、黄漸・陶岑と妙成は各々杖六十（＝臀杖十三或いは十二）、阿朱は「軍寨に押下して射射」であった。この「射射」とは、前述の胡石壁の判で阿張を「軍妻に射充」させたのと同じ内容で、宋代の犯姦婦女に対する処分を指す。范西堂は判語中で以下のように述べる。

淫濫之婦、俾軍人射以為妻、此固有之。当職昔在州県、屢嘗施行。第三人以上方為雜戸、或原来無夫、或夫不願合、

無可帰宿之人、官司難於区処、方可為此。

身持ちの悪い婦人を軍人の希望者に妻としてあてがうという措置は、従来よりなされてきていることであつて、本官もこれまでに在任の州県において屢々これを行つてはきた。しかしこれは次の三つの場合、すなわち雑戸に落とされた場合、もともと夫のいない場合、そして夫が元の鞘に収まることを承知しない場合にして、行き場がなく、おかみとしても処置に困る者に限つて、はじめてこのような措置をとつたのである。⁽²⁶⁾

つまり「軍妻に射充」するとは、官府が犯姦の婦女に対し、「雑戸（官妓であろう）」、「無夫」及び「夫が復た合するを願わず、帰宿するところがない」など三種の情況下でとつた措置である。范西堂は、本来姦通罪の成立に必要な夫の黄漸の提訴がないし、夫は離婚を望んでもいない、しかも阿朱にはなお幼ない子があることから、県の判決は不当であると断じ、黄漸を無罪とし、阿朱も軍妻に射充させるにはあたらないとして判を改めて黄漸のもとに返し、しかし永福県から駆逐している。なお、妙成の処罰は重くなり、靈川県に交管ということになった。

⑬は道士呂道が李高の妻と姦通した案件であるが、姦通罪に必要な夫李高の提訴がない故に、胡石壁は罪に問うていない。筆者は、この案件は⑫と同様に他の事件から波及して告発されたという事情にあるのではないかと推測している。この類いの「案外の案」に対しては、姦について婦女の夫が告していないという情況があれば、范西堂や胡石壁はいずれも処分を願わないという態度を表明している。

⑭はもともとは相手方の傷害を提訴したのだが、かえつて原告と被告の間の複雑な関係が明るみに出たものである。陳憲と王木はかつて傅十九の妻阿連を争奪したことによつて官司の厄介になった。のち、阿連は王木の父の女使の名目で王木の家に住むようになっていたが、出歩いている途中で陳憲に出会つて辱しめられ、王木は阿連の子・傅廿六に陳憲を殴打させ、齒を一本折つた。ここから阿連の複雑な男女関係を伺えるが、趙知県は判語中で次のように言う。

先与阿連宣淫、嘗被陳憲毆打、訟至有司。一時県道以職事之子、与免坐罪。自此痛自懲創可也、夫何溺愛不忘、竟收

阿連帰家、妄以為乃父婢使、既復姦通、因之不娶。殊不思姦父祖女使、法令弗容、以妾為妻、古人有戒。

かつて阿連とはばかりることなく通じて陳憲に殴られ、おかみに訴え出たものの、当時の県の役所では、陳憲が職事の子であるということ、お構い無しということとした。このことに懲りて反省すればまだしも、結局、愛欲の情に引かれて、ついに阿連をつかまえて家に連れ込み、でたらめにも父親の婢であるとしてまたこれに通じ、そのため未だ妻を娶っていない。父親の婢に通じることが法令に許されておらず、また妾をもって妻とすることは古人の戒めているところであることなど気にかけてはいないのである。⁽²⁷⁾

傅十九の妻である阿連は、陳憲、王木と姦通関係にあるほか、王木の父の女使の身分でもあった。王木は妻を娶らず、阿連を父の女使としているから、「勅」の「父祖の女使を姦す」条（表Cの⑤）を犯し、また「律」の「妾を以て妻と為す」条⁽²⁸⁾を犯している。趙知県の判は、殴打を履行した傅廿六には杖八十（＝臀杖十七或いは十五）、殴打を教唆した王木には下拳錢（賠償金）を納めさせ、阿連には王家を離れて改嫁させた。阿連を辱めた陳憲は傷を受けたので責任は追究されなかった。このほか、傅十九は阿連と離婚していないのに他人を娶って妻としていたが、赦に遭ったので追究しないとしている。

⑮、⑯、⑰、⑱は、当事者が二つ以上の罪名で裁かれている。「律」の「二罪は重きに從う」原則⁽²⁹⁾によれば、多くの罪名をもつ者は刑の重い方をもって処罰されることになる。

⑮、⑯の被告は胥吏である。⑮の黄徳が訴えられた罪名は、担当法官のまとめによれば八種にも達し、その主要な罪状は恐喝と収賄であるが、その八種の中に、「恣行無道（ほしいままに無法をはたらいた事件）」が挙げられていて、具体的に「姦扱鍾万五之妻（鍾万五の妻を犯して奪い取ったこと）」を内容としている。黄徳は「脊杖十五、五百里に刺配」の判を受けているが、それがどの犯罪を対象としているかは明確ではない。姦通の対象であった鍾万五の妻の処分についても、蔡久軒は論及していない。

⑯の王晋の罪状は、収賄などによる多額の不正所得と、「姦占兄嫂、以妻為妾（兄嫁を姦してわがものとし、妻を妾とした）」であった。王晋の収賄額が膨大である故に、蔡久軒の判は、家産を没収して、「脊杖二十、配流二千里」としている。王晋の姦通罪は収賄罪の陰に隠れたわけであるが、彼と姦通した兄嫁の阿莊については杖二百（＝臀杖二十）の上、隣州に編管の処分。こちらは姦罪で処罰されている。騙されて妾とされた正室阿姜は、家産の一部を戻されて子と同居となった。

⑰の潘富は刀を持って主家の妾を強姦し、その後さらに主家の財物を盗んだ。彼の罪名は二つである。「姦主家之妾（主家の妾を姦した）」ことと「盜主家之財（主家の財産を盗んだ）」こと。潘富と性関係のあった女性はふたりで、蔡久軒の判語は以下のように述べる。

喜安先係和姦、慶喜後係逼姦、並偷盜主物、喜安決脊杖十五、慶喜決脊杖十二、免編管。喜安交還王府、慶喜責還其夫。

喜安は先に同意の上で関係を持ち、また慶喜の方は後で強姦されたものであるが、ともに主人のものに手をつけている。喜安は脊杖十五、慶喜は脊杖十二とし、流罪とするのは免じて、喜安は王府へ、慶喜はその夫へ還すように⁽³¹⁾。

潘富は「脊杖二十、広南の遠悪の州軍に刺配」とされている。先に潘富と性関係をもった喜安は和姦と判断され、後に潘富と性関係をもった慶喜は強姦と認定されたが、蔡久軒の判によると、喜安は脊杖十五として王府に戻し、慶喜は脊杖十二の上、夫のもとに戻されている。強姦の被害者であり、本来それでは処罰されないはずの慶喜が処罰されているのは、潘富の盗みを幫助したためということになる。同じ盗みの幫助を行った喜安の罰の方が重いのは、盗んだ財物の差によるという可能性は残るが、彼女の場合は和姦であったということが考慮されたのではないだろうか。なお、喜安は王府に戻され、慶喜は夫のもとに帰された。これから見ると慶喜は主家の妾ではないようで、或いは女使と考えるのが合理的かも知れない。慶喜は強姦の被害者であるが、後に潘富が主家の財物を盗むのに加担したのだから、或いは「先強後和」と考

えるのが妥当かも知れない。

⑱の卜元一は強盜集團の首領と見なすべき人物で、彼は手下の一党と至る所で罪を犯した。卜元一の訴えられた犯罪行為は強盜殺人、婦女姦淫、官吏脅迫などを含み、判語によれば被害者は三十一人の多きに達している。蔡久軒の判では、卜元一は「脊杖二十、三千里の遠悪の州軍に刺配」となっているが、絞刑になるべきところを特に憐れんでの措置ということで、従って配流先では土牢に鎖で繋がれ、鉄をとかして門扉を塞ぐという扱いを受ける。婦女を姦淫した事に対する処罰とは遙かに異なっている。

最後の⑲の一件は上述の諸案と事情が大いに異なり、姦夫が逃亡の途中で死亡した案件である。厲百七は従兄の厲百一の妻の阿沈と姦通し、厲百一は家に闖入者がいるという通報を得て、衆を率いて追捕しようとしたが、捕らえることができなかった。その夜は大雨で、溪流が暴漲しており、四日の後に、厲百七の溺死体を見つけた。厲百一は事を丸く収めるために、銭を出して厲百七の母と妻に与えた。厲百七は養子であり、実家の陳家では王祥の教唆を受けて厲百一を殺人の罪で告した。この案件では四度にわたり検屍をしたが、死体には外傷が見えず、他殺の疑いはないと判断された。このため、誣告した陳一と誣告を教唆した王祥父子が処罰を受けたのである。本案件の中心となるのは従って姦罪ではないのであるが、姦罪に関わる部分を含む。前に宋代においては夫方に姦する者を捕らえる権利を与えていることを見てきたが、律の捕格法の規定によれば、現行犯が物を持って抵抗し、或いは追捕の過程で自殺したり、坑葬に落ちて死んだりした場合でも、捕える者は必ずしも刑事責任を負わない⁽³²⁾。これによって厲百一は刑事責任を問われないのである。また、厲百七と姦通した阿沈に対しては、何らかの処分があつてよいはずであるが、判語は処分を受けたか否かについて言及していない。なお、姦の問題からは離れるが、付言すると、この案件で告した人は、厲百七の実家である陳家の親属であつて、厲百七の母（正確に言えば養母）や妻ではない。このことは、例え他人の養子に出たとはいえ、その生家はなお影響力をもつ存在であつたことを明示する。同様の状況は、⑦の何十四家に養われていた彭氏の例にも見られる。生父彭廿四が貢士

王桂を告したのであり、養父の何十四が告したのではない。これらは、養子女に関して官司に訴訟を起こす場合、本生の家に参加の権利があることを示す。

上述の各案の判決を総括すると、姦罪案件の大多数は刑罰を軽くする傾向が見られる。家庭内の案件では、尊長は多く不起訴とされ(①、④)、總麻親相姦の案例(⑪)なども軽きに從つて決着している。官僚の子弟や科擧合格者などの特権階級に対しては、その判刑は一般庶民に比べて非常に軽い(⑦、⑭)。例え前科があつても自分には蔭があると称しさえすれば、その措置は一般人に比べると、よい(⑥)。判が重い(処罰が重い)者の情況を見ると、数多くの罪名で告され、訴えられている事例が多く(⑮、⑯、⑰、⑱)、姦罪は数多い犯罪行為の一つであるが、直接に処罰の重さに関わつてはいないと考えられる。⑰の王府の僕役である潘富に対する処罰は強盜集團の首領卜元一に対するそれと同じである。胥吏の犯罪も判が重くなる傾向があり、⑤の被告葉棠は、赦に遇っているのに、劉後村の判は杖一百(≡臀杖二十)であり、「以て吏人の戒めと為し」ている。

四、結語

以上、條文と判語の二つの面から宋代の姦罪の扱いの変化を検討してきた。條文の変遷から見れば、姦罪は宋代に至ると既存の「和姦」、「強姦」の概念以外に、さらに「既遂」と「未遂」の概念ができていく。姦罪の折杖法の規定を表Iに示してみよう。これを見ると、「既遂」と「未成(未遂)」で処罰が異なるのであるが、「和姦」・「強姦」・「盜に因りて強姦」は「既遂」と「未遂」に分かれており、「誘謔」と「先強後和」は「未遂」がない。これは「未遂」に該当する行為と「既遂」の行為が判別しがたいことによるのであろう。

刑罰の変遷を見ると、「勅」は「強姦」と新しく加えられた罪名に規定を設けたほかは「律」の内容を維持している。

表 I、姦罪の折杖法の規定

罪名	男性	女性
①和姦	脊杖十五(十三)	脊杖十五(十三)。有夫者、脊杖十七(十五)。
②和姦未成	脊杖十三(十二)	脊杖十三(十二)。婦女非和同者不坐。
③誘誑	臀杖十七(十五)	臀杖十七(十五)。婦女非和同者不坐。
④強姦	脊杖二十，配遠惡州。	不坐。
⑤強姦未成	脊杖二十，配五百里。	不坐。
⑥先強後和	脊杖二十，配遠惡州。	脊杖十三(十二)。有夫者，脊杖十五(十三)。
⑦因盜而強姦	絞。	不坐。
⑧因盜而強姦未成	脊杖二十，配一千里。	不坐。

注：（ ）内は政和八年改定後の杖数。表Aにより、川村康氏「宋代折杖法初考」を参照して作成。

しかし「勅」の強姦に対する処罰は「律」に比べて五等も重く、新しく加えられた罪名の一つ「盗に因りて強姦」は死刑（絞）をもって処することになっている。

前述の下倉渉氏と七野敏光氏が提出した姦罪の刑罰の問題にもどらう。正確に言えば、姦罪の「既遂」と「未遂」の概念は、金代の泰和律の前の宋代、遅くとも南宋後期には既に形成されている。そして姦罪に死刑をあてる法の始まりについて見れば、五代の後、宋初には死刑を減じて流罪に改めているけれども、その後はまた強姦罪の一である「盗に因りて強姦」には絞刑を充てている。そして後世の金代と元代には、遂に強姦罪は一律に絞刑に処することになる。

このほか、宋代には夫方に姦する者を捕らえる権を賦与し、さらに姦婦を殺した夫は不睦の罪に入れないとしたが、元代以後になると、これが「姦夫を殺死する者は無罪」となる。この類いの案件中の夫方に有利な条件を大いに強化しているのであり、これは家父長権威の成長を明示する。

判語の内容からみると、まず、家庭内姦罪案件の大半は軽きに従い処分を緩やかにしていることがある。特に尊長は多く不処分の処理を得ている。被害女性は多く離婚されて、夫の家を離れ、新たな出発を始めている。

次に、この類いの判決には二つの重要な原則があることが分かる。一つは事件発生後必ず直ちに官に報じて処理させる必要があること。宋代の法

律は夫方に姦する者を捕らえる権を賦与したが、もし姦通の現場で姦夫を捉えることができなくても、直ちに官府に報告することが求められた。もう一つは、姦通事件がもし夫方によって告されなければ、官府は放任の態度を取ることである。前者は、家庭内暴力案件は、法律の家父長権威を保護するという原則にふれてくるので、その審理には困難な点があることを示す。後者が追求しようとしているのは事件が発生した後の時効性と自訴原則である。現代の眼でもって見れば、この時代のこの二つの原則には進歩の一面がある。

注

- (1) 下倉渉「秦漢姦淫罪雜考」(『東北学院大学論集—歴史学・地理学』三九、二〇〇五年三月)。
- (2) 七野敏光「元初強姦犯殺害の一裁判案件について」(『大阪経済法科大学法学論集』四六、二〇〇〇年三月)。
- (3) 張中秋「中国封建社会姦罪論述」(『南京大学学报』一九八七—三、楊一凡主編『中国法制史考証—法史考証重要論文選編・律令考 乙編 第一卷』中国社会科学出版社、二〇〇三年九月、所収)。
- (4) 下倉氏前掲論文。
- (5) 郭東旭『宋代法制研究』(河北大学出版社、一九九七年四月)一四四—一四五頁。
- (6) 柳立言「従法律糾紛看宋代的父権家長制—父母舅姑与子女媳婿相争」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』六九—三、一九九八年九月)。
- (7) 戴炎輝『唐律各論』(成文出版社、一九八八年五月、一九六五年初版) 六六一—六六三頁。
- (8) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構—元典章成立の時代的・社会的背景—」(『東方学報』(京都)二四、一九五四年二月、『宮崎市定全集』一一、岩波書店、一九九二年四月、所収。中文訳は楊一凡主編『中国法制史考証—日本学者考証中国法制史重要成果選訳・宋遼西夏卷 丙編 第三卷』中国社会科学出版社、二〇〇三年九月、所収)。
- (9) 宋代の折杖法については、川村康「宋代折杖法初考」(『早稲田法学』六五—四、一九九〇年一二月。中文訳は前注所掲楊一凡主編書にある) 参照。
- (10) 配役は一般には配軍、配流あるいは配隸と称される。滋賀秀三氏の解釈では、「配軍とは、廂軍すなわち地方の雜軍に編入することである。廂軍は中央の禁軍とは異なつて、資質・装備ともに劣悪であり、戦闘よりも地方の要所や官衙の警備、その他諸般の雜役に駆使される集団であった。配軍に際して、顔に入墨を施すことが多く、この有無

によって刺字と不刺字に区別される。また配せられる軍の単位の種類によって、軽きから挙げて、本城・牢城・重役の別があり、その営所の所在地の遠さや環境によって、本州、隣州、五百里、千里、二千里、三千里、遠惠州、沙門島などの等級があった」(同氏『中国法制史論集—法典と刑罰』創文社、二〇〇三年一月、三三三頁)。また、辻正博「宋初の配流と配軍」(『東洋史研究』五二—三、一九九三年十二月)、「北宋『配隸』芻議」(『滋賀医科大学基礎学研究』五、一九九四年)、「宋代の流刑と配役」(『史林』七八—五、一九九五年九月、中文訳は前注所掲楊一凡主編書にある)参照。

(11) 『慶元條法事類』卷七五「編配流役・名例勅」。

(12) 沙門島は山東登州の海外にあり、宋代の重罪犯が流される所であった。志田不動磨「沙門島」(『東方学』二四、一九六二年九月)参照。

(13) 『宋史』卷二〇一刑法志、元祐六年刑部言条。

(14) 宋代の身分制については、高橋芳郎「宋—清身分法の研究」(北海道大学図書刊行会、二〇〇二年二月)参照。

(15) 宋代の養子問題については、川村康「宋代における養子法—判語を主たる史料として」(『早稲田法学』六四—一、二、一九八八年十二月、一九八九年二月)参照。

(16) 『宋刑統』卷一四戸婚律の「同姓及外姻有服共為婚姻并夫喪守志」・「娶逃亡婦女」・「監臨婚娶并枉法娶人妻妾」・「和娶人妻并七出義絶和離」・「主与奴娶良人并詐妄嫁娶」

などの条。

(17) 『宋刑統』卷一四戸婚律の「違律為婚并定婚年限」条。

(18) 『宋刑統』卷一四戸婚律の「和娶人妻并七出義絶和離」条。

(19) 前注に同じ。

(20) 『宋刑統』卷二八捕亡律「将吏追捕罪人并捕送、道路人助捕」条。

(21) 同前。「同居相為隱」は『宋刑統』卷六名例律「有罪相容隱」条に見える。

(22) 「編管」について滋賀秀三氏は以下のように説明している。「編管とは、遠隔地に押送して、その地で自主的に生計を立てさせながら、その地の地方官庁の監察下におくものである。編管の者は、毎月出頭して点呼を受ける義務を負うだけで、日常生活は一般市民と異ならない。貧乏で自活し得ない者には、乞丐に準じて常平倉から米が支給される。」(『中国法制史論集—法典と刑罰』、三二三頁、創文社、二〇〇三年一月)。また辻正博「宋代編管制度考」(『東洋史研究』六一—三、二〇〇二年十二月)参照。

(23) 注六前掲柳立言氏論文。

(24) 清明集研究会『名公書判清明集(懲惡門)』訳注稿 その一、二二—二四頁。

(25) 「交管」とは相手の管轄に委ねること。清明集研究会『名公書判清明集(懲惡門)』訳注稿 その一、二四頁、注一七。

- (26) 清明集研究会『名公書判清明集（懲惡門）』訳注稿 その一、二五～二八頁。
- (27) 清明集研究会『名公書判清明集（懲惡門）』訳注稿 その一、一二～二六頁。
- (28) 『宋刑統』卷一三戸婚律「婚嫁妄冒并離之正之」。
- (29) 『宋刑統』卷六名例律「二罪以上俱發及累併倍法」。
- (30) 清明集研究会『名公書判清明集（人品門）』訳注稿 上、三二～三四頁。
- (31) 清明集研究会『名公書判清明集（懲惡門）』訳注稿 その一、七～九頁。
- (32) 『宋刑統』卷二八捕亡律「將吏追捕罪人并旁人捕送、道路人助捕」条。

（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科

博士後期課程平成十四年三月卒業、

台湾 東海大学歴史学系助理教授）

（翻訳 窪添慶文先生）